

1. 任意継続被保険者に関する事項（令和4年1月1日から）

(1) 本人の申請による資格喪失について

任意継続被保険者は、本人の就職による新たな被保険者資格の取得や期間満了等、限られた事由以外、任意で資格を喪失することができませんでしたが、被保険者が組合に申出ることにより、申出が受理された日の属する月の翌月1日に被保険者の資格を喪失することができるようになります。

(2) 組合規約による標準報酬月額の設定について

任意継続被保険者の健康保険料等は、「ア. 健保組合の全被保険者の前年9月30日における平均標準報酬月額」、「イ. 本人退職時の標準報酬月額」のいずれか低い額に保険料率を乗じて算出（方法①）しておりますが、「イ」が「ア」を上回る場合、健保組合の規約の規定することにより「ア」と「イ」の範囲内で定めた額を基に算出（方法②）することが可能となります。

当健保組合では、従来どおりの算出方法①を継続し、前年9月30日における平均標準報酬月額を上限といたします。

2. 傷病手当金の支給期間の通算化について（令和4年1月1日から）

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヶ月までとなっておりますが、途中勤務された場合などは、働いた期間（日数）等を除き支給開始日から通算して1年6ヶ月間支給できるようになります。

※詳しくは、別添「健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます」をご参照ください。

3. 育児休業中の保険料免除要件に関する事項（令和4年10月1日から）

現在、育児休業中においては、休業の開始月から終了月の前月（終了が月末日の場合は当月まで、開始と終了が同月の場合を含む）の健康保険料等は、申請により免除となっておりますが、その月内で14日以上の子育て休業をした場合も、当月の健康保険料等が免除されるようになります。

ただし、賞与にかかる健康保険料等については、1ヶ月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象となります。

4. 出産育児一時金の見直し（令和4年1月1日以降分娩分から）

公益社団法人日本医療機能評価機構が運営する「産科医療保障制度」に加入する病院等で在胎週数22週以降に出産した場合（死産の場合を含む）、同制度の掛金16,000円と出産育児一時金404,000円を合わせ420,000円を給付しておりますが、令和4年1月1日以降の出産から同制度の掛金が12,000円となることから、出産育児一時金の額が408,000円に変更されます（合計の給付金額420,000円に変更はありません）。

ただし、同制度に未加入の病院等や海外で出産した場合、出産育児一時金の給付金額は408,000円となります。

問い合わせ先

TEL（代表）03（3432）2401

業務課宛

Blank header box

Two large rectangular red boxes for content, enclosed in a dark blue border.

Diagram header

Diagram title box

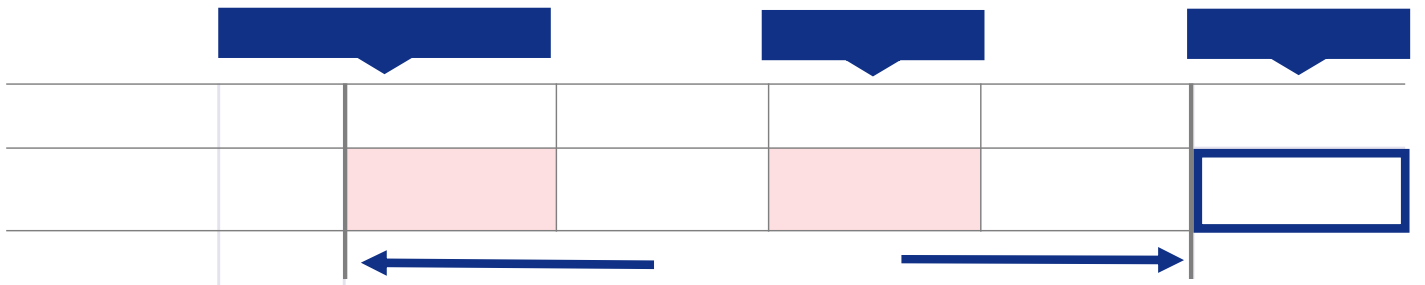


Diagram title box

